

加茂市空き店舗対策事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内中心市街地の活性化を目的として、商店街の空き店舗への出店時に係る改修費用又は賃借料の一部を補助するため、予算の範囲内で加茂市補助金等交付規則（昭和40年規則第19号。以下「規則」という。）に基づいて行う補助金の交付に必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者等）

第2条 この補助金の交付対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 小売業等を営む目的で、別表1に定める商店街エリア内の1年以上活用されていない空き店舗、空き家及び空き事務所（以下、「空き店舗等」という。）に出店する個人又は法人であり、加茂商工会議所の経営指導を受けた者。ただし、当該エリア内の移転等は補助対象外とする。
- （2） 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- （3） 出店後の店舗で当該事業を3年以上継続することが見込まれる者
- （4） 購入又は賃貸借契約を締結する当該店舗等の所有者と三親等以内の親族でない者
- （5） 出店後、各商店街振興組合に所属する者
- （6） 過去に当該補助金及び加茂市創業チャレンジ支援事業費補助金並びに加茂市診療所設置奨励事業補助金の交付を受けていない者
- （7） 市税等を完納している者
- （8） 加茂市暴力団排除条例（令和元年条例第18号）第2条第1号及び第2号に該当する個人事業主又は法人でないこと。

（補助対象事業）

第3条 この補助金の交付対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、市内中心市街地の活性化に資するものとし、別表2に定めるものとする。また、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 原則として、正午から午後2時を含む1日4時間以上、週3日以上営業するもの。
- （2） フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業に該当しないもの。
- （3） 当該事業計画により国及び県の補助金の交付を受けていないもの。

（補助対象経費）

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助

対象者の行う事業に要する経費のうち、補助金の交付決定を受けた日以降に支出する経費で、別表3に定めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

- 2 補助対象経費を支出するにあたり、可能な限り市内事業者を選択することに努めること。

（補助金の交付額等）

第5条 補助金の交付額は、100万円を限度として、下表に掲げるとおりとする。なお、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

補助対象経費	補助率	限度額
空き店舗等の改修費用	2分の1以内	100万円
空き店舗等の改修費用（トイレ等、衛生設備に関するもの）	3分の2以内	100万円
空き店舗等の賃借料	最大6か月分	100万円
改修費用及び賃借料	上記のとおり	100万円

- 2 店舗等と住居を併用する物件を借用し、賃借料が一括で契約されている場合は、店舗等の占有部分と住居部分の面積の割合で賃借料を按分し、店舗等の占有部分のみを補助対象とする。
- 3 補助金の交付対象となる期間（以下、「補助対象期間」という。）は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月末日までとする。

（交付の条件）

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- （1） 補助事業の内容を変更する場合又は交付決定額の変更が必要となる場合には、市長の承認を受けること。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- （3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- （4） 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うとともに、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、加茂市空き店舗対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、別に定める期限までに市長に提出しなければならない。

- (1) 加茂商工会議所の助言を受けながら作成した事業計画書（別紙1）
- (2) 加茂商工会議所が交付する支援確認書（別紙2）
- (3) 当該商店街が交付する出店同意書（別紙3）
- (4) 当該空き店舗等に係る改修工事の図面等
- (5) 当該改修工事の見積書等
- (6) 当該空き店舗等に係る賃貸借契約書等の写し
- (7) 当該空き店舗等を含む周辺図等

2 補助金の申請期間は、別に定めるところによる。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の決定を行う場合は、加茂市空き店舗対策事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付の決定を行う場合は、加茂市空き店舗対策事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第9条 第6条第1号及び第2号の規定により市長の承認を受けようとする場合は、加茂市空き店舗対策事業費補助金事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認した場合は、加茂市空き店舗対策事業費補助金事業計画変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第10条 第6条第3号の規定により市長の指示を求める場合は、速やかに加茂市空き店舗対策事業費補助金事業遅延等報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第11条 市長は、補助対象事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助対象者に対して当該補助対象事業の遂行状況の報告を求めることができる。

（実績報告）

第12条 補助金の交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに、加茂市空き店舗対策事業費補助金実績報告

書（様式第7号。以下、「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- （1） 収支決算書（別紙4）
- （2） 契約書等に基づき支払った領収書の写し
- （3） 改修工事内訳書
- （4） 改修工事箇所の写真
- （5） 賃借料の支払いを証するに足りる書類の写し
- （6） その他事業の実施状況がわかる資料

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、加茂市空き店舗対策事業費補助金確定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知しなければならない。

（補助金の概算払い又は精算払い）

第14条 交付決定者が補助金の概算払い又は精算払いを受けようとするときは、加茂市空き店舗対策事業費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、概算払いの請求があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定額の全部又は一部について概算払いすることができるものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第15条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（報告義務）

第16条 交付決定者は、加茂市空き店舗対策事業費補助金営業開始報告書（様式第10号）により、営業を開始したことを市長に報告しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

商店街エリア

商店街	該当区域
加茂駅前地区商店街振興組合	駅前 1 番 4 号、5 号、2 番 1 号、2 号、4 号、7 号、9 号、10 号、23 号、24 号、28 号から 32 号、3 番 1 号、3 号から 6 号、4 番 14 号、16 号、18 号から 20 号、22 号、5 番 6 号、20 号から 23 号、穀町 1 番 1 号、15 号から 20 号までの区域
加茂穀町商店街振興組合	穀町 1 番 2 号から 13 号、2 番 1 号から 3 号、14 号から 19 号、8 番 1 号から 7 号、27 号から 42 号、9 番 1 号から 15 号、32 号から 40 号、10 番 1 号から 11 号までの区域
加茂本町商店街振興組合	本町 1 番 1 号から 36 号、2 番 1 号から 20 号、3 番 1 号から 16 号及び 40 号から 41 号までの区域
加茂仲町商店街振興組合	仲町 1 番 1 号から 7 号、12 号、16 号、26 号から 41 号、2 番 1 号から 9 号、3 番 1 号から 8 号までの区域
加茂上町商店街振興組合	上町 1 番 22 号、23 号、25 号、2 番 14 号から 17 号、3 番 25 号から 28 号、30 号、5 番 17 号、18 号、20 号から 23 号、6 番 1 号から 4 号、7 番 1 号から 3 号、5 号から 8 号、10 号から 12 号、8 番 1 号から 4 号までの区域
加茂市五番町商店街振興組合	五番町 1 番 1 号、19 号、22 号から 24 号、29 号から 36 号、3 番 15 号、20 号、26 号から 32 号、4 番 1 号から 8 号、5 番 1 号から 6 号、11 号から 13 号、6 番 1 号から 8 号、8 番 1 号までの区域
加茂新町雁木通り商店街振興組合	新町一丁目 2 番 25 号から 30 号、32 号、3 番 1 号から 8 号、新町二丁目 1 番 29 号、31 号から 33 号、35 号から 39 号、2 番 17 号から 20 号、22 号から 26 号、3 番 1 号から 11 号、13 号、4 番 1 号から 3 号までの区域

別表 2（第 3 条関係）

補助対象事業

市内中心市街地の活性化に資する事業

- 製造業
- 加工業
- 小売業
- 飲食業
- 理容・美容業
- サービス業
- 買い物弱者対策事業
- その他市長が適当と認めるもの

補助対象外事業

- 社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、NPO 法人等
- 協同組合、事業組合などの組合
- 農業、林業、漁業、狩猟業
- 金融、保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業を除く）
- 娯楽業のうち風俗関連営業
- 競輪・競馬関連事業
- パチンコホール、スロットマシン場等
- 芸ぎ業、芸ぎ周旋業
- 集金業・取立業（公共料金又はこれに準ずるものに関するものを除く）
- 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係る調査を主に行うもの
- 易断所・観相業
- 相場案内業
- 医療業（施術業を除く）・福祉業
- 獣医業
- 学校（学校法人が経営するもの）
- 法律相談所、特許相談所
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定するもの
- 宗教活動又は政治活動を目的としたもの
- 公序良俗に反する行為又は違法な行為を行うもの
- その他市長が不適当と認めるもの

別表 3（第 4 条関係）

補助対象経費	内 容	
空き店舗等の改修費用	内 装	● 床、内壁又は天井の張替え、塗替え又は新設 ● 床、壁、窓又は天井の断熱 ● 扉の交換又は新設 ● 窓ガラス等の交換又は新設 ● カーテン等の交換又は新設 ● 給排水又は給湯設備に関するもの ● トイレ等、衛生設備に関するもの ● 電気又はガスに関するもの ● エアコン、換気設備の設置 ● 当該事業を営む上で通常必要と認められるもの ● 施工に係る解体・撤去に関するもの
	外 装	● 店舗部分に係る外壁等の張替え、塗替え又は新設 ● 看板の設置に関するもの ● 施工に係る解体・撤去に関するもの
空き店舗等の賃借料	賃貸借契約等に基づく賃借料（敷金、礼金、駐車場費、光熱水費、共益費、管理費、利用料、保証料、消費税等を除く） ● 交付決定日の属する月から 6 か月を上限とする	